



対日輸出対策

日本のポジティブリスト制への対応

日中政府間意見交換/説明会 約10回実施(2003.5~2006.5)

民間説明会/研究会 (演者関与分のみ)

- **国外食品安全法規培訓班** (2005年12月20日)
主催 中国商務部、国家質検総局
共済 山東省外経貿庁、山東検験検疫局
協力 青島誠誉食品安全研究開発有限公司
- **日本ポジティブリスト制に対応するための輸出企業向け
残留農薬検査技術講習会** (2006年4月1・2日)
主催 山東出入境検験検疫局
- **日本農薬残留新法規制『ポジティブリスト制度』対応及び
農産品安全検測技術検討会** (2006年4月4日)
主催 農業部蔬菜研究所 (北京)
- **中国農学会** (2006年11月1日)
主催 中国農学会 (江西省南昌市)



対日主要蔬菜重点検査19項目

23種類の作物に1～6農薬を指定

アトラジン、ビフェントリン、クロルフェナピル、クロルピリホス、シフルフェナミド、シペルメトリン、デルドリン、ジフェノコナゾール、デルタメトリン、エンドリン、フェンプロパトリン、フェンバレレート、フィプロニル、フルミオキサジン、フルシラゾール、ヘキシチアゾックス、メタミドホス、ピリメタニル、トリアゾホス

未熟エンドウとその加工品 6 農薬 : (クロルピリホス、シペルメトリン、ジフェノコナゾール、フェンバレレート、フルシラゾール)

ネギ 4 農薬 : (アトラジン、フェンプロパトリン、トリアゾホス、メタミドホス)

ハウレンソウとその加工品 3 農薬 : (クロルピリホス、デルドリン、エンドリン)

生姜 2 農薬 : (クロルピリホス、フルミオキサジン)

国質検函(2006)308号「日本肯定列表制度工作的緊急通知」より演者抜粋

日本向け茶葉重点検査10項目

名称	分類	LD50	基準値	定量下限
DDT	(虫)	113	0.2	0.01
Dichlorvos	(虫)	80	0.1	0.02
Dicofol	(虫)	1495	3	0.1
EPN	(虫)	36	0.01	0.01
Fenvalerate	(虫)	451	1	0.05
Iprobenfos	(菌)	790	0.01	0.01
Isocarbophos	(虫)	28	0.01	0.01
Triazophos	(虫)	82	0.05	0.02
Quinalphos	(虫)	55	0.1	0.02
S-421	(協力剤)		0.01	0.01

山東出入境検験検疫局(CIQ)の対応

China Entry-Exit Inspection and Quarantine

2006年1月27日付 CIQ(特急)通達58号 要旨

- ・日本のポジティブリスト及びEUの新制度に積極的に対応する。
 - ①国外の動きの背景、内容を理解し、その実態を把握する。
 - ②農産品輸出への影響を分析し冷静に対処する。

- ・以下について真摯に調査し報告すること
 - ①輸出主要品についての要求事項
 - ②中国企業の原料、副材料の検査状況
 - ③農薬、動物薬、添加物について使用・残留状況

- ・中国企業の自社管理体制とCIQの管理体制を向上させる
 - ①監督管理を強化し輸出企業の管理水準を上げる
 - ②中国企業の自社検査能力を向上させる
 - ③CIQ及び企業管理人の教育と、高水準の安全管理部隊の構築
 - ④計測技術水準を日本の技術に合わせる

農薬別農産食品違反事例

(中華人民共和国産29件 H18/6.1~11.30)

従来基準違反

クロルピリホス : メロン類、未成熟さやえんどう、乾燥きくらげ、茸加工品

新基準違反

ビフェントリン : 冷凍茸加工品、**トリアゾホス** : 半発酵茶、
ヘキサフルムロン : しそ **メタミドホス** : 蕎麦、はと麦、イチゴ、乾燥きくらげ
乾燥白きくらげ、その他野菜冷凍食品

一律基準値違反

テブフノジエド : ねぎ、乾燥ねぎ、冷凍野菜、**アセトクロル** : 大粒落花生、松茸
フェンプロパトリン : しいたけ、スナップエンドウ
フルシラゾール : スナップエンドウ、未熟さやえんどう
インドキサカルブ : その他乾燥野菜、その他野菜再冷凍食品
ピリメタニル : にんにくの茎、冷凍にんにくの茎
テブフェノジド : 乾燥ねぎ、冷凍野菜、**BHC** : しょうが
イソプロカルブ : 乾燥ねぎ、**ジフェノコナゾール** : スナップエンドウ

従来基準値違反:14% 新基準値違反:31% 一律基準値違反:55%

平成18年度輸入食品監視指導結果抜粋

厚生労働省医薬食品局食品安全部平成19年7月より

- 残留農薬の国別品目別違反件数(蔬菜・果物・ハーブ・茶等)
中国173件、エクアドル83件、ガーナ78件、台湾33件、タイ24件等
- 微生物規格の国別違反件数(冷凍食品・魚肉練製品等)
中国115件、タイ62件、ベトナム42件、フィリピン15件等
- 添加物の国別違反件数(冷凍食品・加工食品・調味料等)
中国105件、米国22件、インド15件、イタリア15件、タイ10件等
- 残留動物薬の国別違反件数(魚介類・蜂蜜関連・蓄肉・卵等)
ベトナム113件、中国67件、インドネシア33件、台湾14件
- 有害・有毒物質の国別違反件数(穀類・香辛料・貝等)
米国152件、中国45件、タイ9件、スリランカ6件、ベネゼラ6件等

主要国別違反率(平成18年)

国名	届出件数	検査件数	違反件数	違反率 ^(%)
中国	578,524	91,264	530	0.6
米国	196,858	18,172	239	1.0
ベトナム	41,494	9,001	147	1.2
タイ	122,043	17,527	120	0.6
台湾	29,270	5,893	50	0.7

平成18年度輸入食品監視統計より演者抜粋

中国の食品安全対策(2007年)

中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 1/5

3月1日

残留農薬等の検査方法36項目を国家標準として正式に使用開始

蔬菜・果物中の農薬等 500種

動物用医薬品 131種

生物毒素 7種



GC/MSやLC/MS/MSを用いた多成分一斉分析法

- ・ 国内における方法の統一化
- ・ 欧・米、日の検査における要求(検出限界)を満たす

中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 2/5

6月1日

国家質検総局『**輸出食品の検査済み標識貼付に関する告示**』発布

2007年9月1日から、出入境検験検疫機構の検査に合格した全ての食品に検査実施を示す標識(**CIQシール**)を付さなければならない。



検査履歴のトレーサビリティの徹底化

通関時、証書に不具合があったり検査済みの標識がない食品の輸出を禁止

中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 3/5

7月10日

農業部、衛生部、工商総局、質検総局、食品薬品監督局

『**国家食品薬品安全十一五規画**』の発表

- ・ 第11次5カ年計画に基づき、食品、薬品、外食衛生などの監視作業の増強
- ・ 5年後に食品検査率90%、食品安全重大事故処理率100%等を達成する

- ・ 食品安全モニタリングの増強
- ・ 食品安全検査水準の向上
- ・ 食品安全に関与する基準制定
- ・ 食品安全情報システムの設立
- ・ 食品安全評価システムの確立
- ・ 食品安全突発事故等対応体系樹立
- ・
- ・

中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 4/5

7月26日 中華人民共和国国務院令 第503号公布・施行

『食品等の生産物の安全監視管理強化に関する国務院特別規定』

生産経営者、監督管理部門、地方人民政府の責任を更に明確にし、各監督管理部門の連動性を高める

これまで法律による規定がなかったもの全てが本法の対象となる

- ・法律違反の原料等の使用を禁止
- ・検査報告書(あるいはそのコピー)がない商品の販売を禁止
- ・輸出用の商品は、輸出先(国あるいは地域)の基準を満たす必要
- ・違反した場合、利益・設備等を没収し、生産金額の10倍～20倍の罰金、免許取消、犯罪は刑事責任
- ・地方政府等が監視・管理を怠った場合主要責任者の降格・免職等

中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 5/5

10月31日

- 国務院常務委員会『中華人民共和国食品安全法』採択

12月26日

- 全国人民大会常務委員会『中華人民共和国食品安全法』審議

11項目の禁止事項

- ・禁止命令物質を含有する食品の製造販売
- ・病死、毒死、原因不明死した動物等の肉類・製品の製造販売
- ・非食品原料を用い、添加した食品の製造販売
- ・栄養成分が安全基準に合わない乳・幼児食品の製造販売
- ・腐敗、変質、異物混入等異常食品の製造販売
- ・病原菌、残留農薬、重金属等、人体に有害な物質が国家標準超過して含まれる食品の製造販売
- ・動物検疫検査を受けないか、不合格の肉類の製造販売
- ・偽物食品、表示ラベルの無い食品、汚染された包装材料等の製造販売

中国政府の輸出対応

- モニタリング検査の強化

20%のモニタリング実施⇒違反50%⇒再違反100%

- 相手国における違反情報により違反企業の輸出停止処分、企業名公表

- 検疫検査合格食品への検験検疫マーク（CIQマーク）の表示

日本の対応

医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知

(食安輸発0823002号 平成19年8月23日)

- 中国政府の措置の有効性検証のため、違反事例について輸入業者から、輸出登録・輸出企業登記の有無、検査の結果、検験検疫マークの貼付の有無等を報告させる
- 輸出停止企業については、引き続き当該企業の全ての食品の輸入手続を保留する
- 検験検疫マーク貼付の有無にかかわらず、従来どおり、検査命令、モニタリング検査等を実施する。
(輸入時検査の取り扱いに変更しない)

